法第十五条第一項から第三項まで	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第十六条第一項	から前条まで	（第四項及び第五項を除く。）、第十三条及び第十五条	又はヒトコブラクダ
	、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物		
法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症		中東呼吸器症候群
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者		中東呼吸器症候群の患者
法第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者		患者
法第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者		患者
法第十八条第五項	患者又は無症状病原体保有者		患者
法第十九条第一項	一類感染症	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に	中東呼吸器症候群
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関		感染症指定医療機関
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関若しくは特定感染症指定医療機関		感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症		中東呼吸器症候群
	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関		感染症指定医療機関
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関若しくは特定感染症指定医療機関		感染症指定医療機関
	一類感染症の病原体を保有していない		中東呼吸器症候群の病原体を保有していないかどうか、又は当該感染症の症状が消失した
法第二十二条第一項及び第二項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか		中東呼吸器症候群の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうか

法第二十四条第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十条第一項
	第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）	同条第四項
	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十四条第三項第二号	第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第十九条第七項
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	中東呼吸器症候群
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感	中東呼吸器症候群
法第三十四条	前条	第三十条
法第三十五条第一項	第三十三条	第三十条
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
	当該感染症を人に感染させるおそれがある動物	ヒトコブラクダ
法第三十五条第四項	、第二十九条第二項又は第三十一条	又は第二十九条第二項
法第三十六条第一項	、第三十条第一項又は第三十一条第一項	又は第三十条第一項
法第三十七条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条	又は第二十条
法第三十八条第二項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
	病院（結核指定医療機関にあっては、病院若しくは診療所（第六条第十六項の政令で定めるものを含む。）又は薬局）	病院
法第三十八条第三項	前二条	第三十七条
	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	中東呼吸器症候群の患者